

秘密保持に関する誓約書

_____（以下「甲」という。）は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「乙」という。）から提供される秘密情報の取扱いに関し、以下の条項を遵守することを誓約する。

第1条 開示目的・開示対象

甲は、乙から開示を受ける秘密情報の開示対象が次の目的のために限定して開示されるものであることを了解し、秘密情報をこれ以外の目的のためには一切使用しないことを誓約する。

目的：「令和7年度 GOSATデータ処理運用システム ストレージ機器更新等 一式」の入札への参加

対象：上記仕様書7.（3）に提示予定と記載している情報

第2条 定義

本誓約における秘密情報とは文書、口頭及びその他の方法によることを問わず、乙が秘密として指定した上で開示される第1条に定める対象で、公には入手できない情報をいう。ただし、開示された情報が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 乙より開示された時点で、既に公知となっていた場合
- (2) 乙より開示された後、甲の責によらず公知となった場合
- (3) 乙より開示された時点で、既に甲が秘密保持義務を負うことなく保有していた場合
- (4) 乙より開示された後、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した場合
- (5) 正当な権限を有する第三者から開示を要請された場合

第3条 秘密情報の使用

甲は、前条の目的のために秘密情報を知る必要のある自己（甲については、自己の実質的な親会社も含む。）の最小限の役員及び従業員に対して秘密情報を開示することができる。また、乙からの書面による事前の同意を得ることを条件に、第1条の目的のために秘密情報を知る必要のある業務委託先等の最小限の役員及び従業員に対して秘密情報を開示することができる。この場合においても、甲は、秘密情報の使用に関して乙に直接の責任を負うとともに、かかる役員及び従業員に秘密情報の機密性を知らせ、明示の秘密保持契約書または就業規則により本誓約と同様以上の秘密保持義務を負わせるものとする。

第4条 秘密情報の破棄

甲は、「令和7年度 GOSATデータ処理運用システム ストレージ機器更新等 一式」の入

札終了後、直ちに秘密情報の使用を止めることとする。その上でコンピュータ等の全ての記憶媒体から秘密情報を除去した上使用不能にし、また、開示当事者の指示に従い、秘密情報を開示当事者に返却または破棄するものとする。

第 5 条 一般条項

(1) 救済処置

甲は、自ら又はその業務委託先等が秘密情報を本誓約に違反した方法で使用、複製、配布若しくは開示した場合又はそのおそれのある場合に乙が講ずる当該使用、複製、配布若しくは開示を予防し又は中止させるための適当な救済処置に従うことに同意する。

(2) 損害賠償

甲は、自ら又はその業務委託先等が本誓約に違反したことにより乙に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(3) 準拠法・裁判管轄

本誓約は日本法に準拠するものとし、本誓約の有効性及び解釈に関する全ての紛争についての専属的合意管轄裁判所を東京地方裁判所とする。

第 6 条 有効期間

本誓約の有効期間は、乙から秘密情報の開示を受けた日から発生し、「令和7年度 GOSAT データ処理運用システム ストレージ機器更新等 一式」の入札終了後もなお有効に存続するものとする。

令和 年 月 日

甲：住 所
社 名
代表者名

担当者等連絡先

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E-mail :